

対象となる世帯

- ・対象1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯（重篤な傷病とは、1か月以上の治療が必要等、病状が著しく重い場合を指します）
- ・対象2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の3つの要件の全てに該当する場合
 1. 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少額が、令和元年の該当する事業収入等の収入額の10分の3以上
 2. 令和元年の合計所得金額が、1,000万円以下
 3. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が、400万円以下
- ・令和元年中の収入が無い場合や年金など事業収入等以外の収入のみであるなど、令和元年中の事業収入等にかかる所得額が0円以下である場合は、この減免の対象ではありません。
- ・非自発的失業軽減に該当される方は、非自発的失業軽減が適用され、この減免の対象とはなりません。ただし、事業収入・不動産収入・山林収入について上記条件に該当している場合は、その該当する収入の減収について減免対象となります。
- ・収入の減少に関して、懲戒解雇や令和元年中の離職・転職等、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合は減免対象とはなりません。
- ・株式譲渡による収入や配当による収入など、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入以外の収入について、収入減少が生じたとしても減免対象にはなりません。

減免額

次の（1）で算出した対象保険税額に、（2）の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額が減免額となります。

- （1）対象1に該当する場合 全額
対象2に該当する場合 減免額 = $A \times B / C$

- ・A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- ・B：主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和元年の所得額
- ・C：主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者について算定した令和元年の合計所得金額

- （2）主たる生計維持者の前年の合計所得金額 ： 減免の割合
300万円以下であるとき ： 10分の10

400万円以下であるとき	:	10分の8
550万円以下であるとき	:	10分の6
750万円以下であるとき	:	10分の4
1,000万円以下であるとき	:	10分の2

*主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除します。

対象となる保険税

平成31年度（令和元年度） 第9期・第10期の保険税
令和2年度 第1期から第10期の保険税

*遡及して国民健康保険の資格を取得したために令和2年1月以前分の保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合は、資格取得日から14日以内に加入手続が行われていたならば、平成31年度（令和元年度）第9期・第10期として定められていた額。

申請方法

確認票に必要事項を記入のうえ、郵送にて提出してください。

***確認票は事前審査であり、正式な国民健康保険税の減免申請ではありません。正式な減免申請書は、仮申請に基づく審査の後、送付いたします**